

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目 9 番 10 号
氏 名 株式会社アイル・クリーンテック
代表取締役 藤生 光博
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-825-9019

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長 峯岸 克明



許可の年月日 令和 7 年 12 月 1 日
許可の有効期限 令和 9 年 11 月 30 日

記

営業所の所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 328 番地 株式会社アイル・クリーンテック 寄居工場				
一般廃棄物の種類	業の区分：運搬（荷卸しに限る。）				
	区分	取扱一般廃棄物の種類		取扱い	条件等
	生活系ごみ	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—	(1) 荷卸しに係る取扱一般廃棄物の種類は、荷積み地の市町村等と寄居町において一般廃棄物処理計画の調和が図られ、かつ、一般廃棄物収集運搬計画書（添付様式 7-2）に記載されたものに限る。
			建築廃棄物（自己解体ごみ）	—	
			多量ごみ	—	
			在宅医療廃棄物	—	
			その他のごみ	—	
	事業系ごみ	可燃ごみ	紙くず	—	
			木くず	—	
			繊維くず	—	
			動植物性残さ	—	
			その他のごみ	—	
		資源ごみ	紙くず	—	
			木くず	—	
			繊維くず	—	
			動植物性残さ	○	
			食品循環資源	○	
			動物のふん尿	—	
			動物の死体	—	
			焼却灰	—	
ばいじん			—		
汚泥	—				
その他のごみ	—				
医療廃棄物	—				
許可の区域	寄居町大字三ヶ山 328 番地（株）アイル・クリーンテック寄居工場）に係る区域				
許可の条件	1 荷卸しに係る許可の区域への経路は以下のとおりとする。ただし、道路障害等で通行できない場合など、町が認めた場合はこの限りでない。 (1) 国道 254 号（小川方面）⇒町道 129 号線⇒許可の区域 (2) 国道 140 号⇒国道 254 号⇒町道 129 号線⇒許可の区域 2 荷卸しに係る深夜（22 時から 6 時まで）の大型車両での運搬はしないこと。 3 法律、条例等を遵守すること。				
備考	許可の更新又は変更の状況				
	許可（届出）年月日	指令番号	変更内容		
	令和 7 年 12 月 26 日	指令寄生環第 68 号	更新許可		
		以下余白			